

日本精神保健看護学会

-The Japan Academy of Psychiatric and Mental Health Nursing-

ニュースレター 第23号
平成10年9月30日

事務所：〒113-8622
文京区本駒込5-16-9
日本学会事務センター
(理事長 中山洋子)
TEL：03-5814-5810
FAX：03-5814-5825

第8回日本精神保健看護学会 総会・学術集会を終えて

平成10年6月6・7日の両日、第8回の学術集会が開催された。昨年と同様、会場を聖路加看護大学に設けての、新規役員による初の企画・運営であった。

例年7月の開催だが、猛暑や梅雨寒の最中に足を運んで下さる方々のご苦勞を考慮しての日程変更であった。当日は梅雨の走りのため直前まで天を仰いでは気をもむ空模様であったが、受付開始と同時に好天に転じるというツキに恵まれた。

今回、アカデミックでより臨床の視点にシフトしたテーマを設定し、海外から招聘した講師による基調講演とシンポジウムへの参加、さらには一般演題発表におけるOHPやスライドの使用許可を始め、ワークショップの内容の見直しなど、企画面でかなり大胆ともいえる試みがなされた学術集会であった。

臨床家や教員に限らず広く精神保健に携わる者全般を対象にした手作りの学会という主旨に立ち戻って準備に取りかかり、多数の会員の皆様にご理解いただくために早くから広報にも力を入れた。結果的に、会員175名、非会員241名、報道関係8名という予想以上に多くの参加者をお迎えすることができた。

むろん、多々ご迷惑やご面倒をおかけした点もあった。アンケートにお示し下さったご意見を参考にして、今後もより充実した学術集会を企画していく所存である。是非とも、ひとりでも多くの精神保健領域に携わる方々に会員になっていただき、共に学び話し合える場を拡大していくことができればと思う。

もう既に、次回の企画が進行し始めている。会員の皆様のより一層の主体的なご参加とご協力を切にお願いし、忌憚のない意見を頂戴できることを希望して第8回の学術集会の報告に代えたい。

(第8回学術集会企画委員 瀧川 薫)

— ワークショップ参加者・発表者の声 —

ワークショップ『事例検討』に参加して

澤山 幸恵 (横浜相原病院・看護部)

学会参加は今年で2回目である。一般的に学会は聴く立場にすることがほとんどであるが、この学会は全体的に発言のチャンスがあることが嬉しい。

事例検討は、摂食障害の若い女性に関してであった。最近、私の興味が(1)精神発達に影響を及ぼしている因子として“食”がある、(2)摂食障害を主な症状として入院してくる患者数の増加も気がかりである、という理由でこのワークショップの参加を決めた。

摂食障害の場合、看護の対象として患者のみに焦点を当てるのではなく、生育歴や生育環境といった患者環境全体と、精神発達に影響を与える人・時期などをも含んだ視点でチームの方針を考える必要性をあらためて感じさせられた症例だった。

全国の看護職と事例を検討できるのは、日常のチームメンバーとは異なる視点をもっているの有意義だとは思う。しかし、利用できる施設や担当者にも数や得意・興味分野の制約もあり難しいと思うが、1グループの参加者が多すぎて発言のチャンスが限られるため、ひとつの教室の中で2グループぐらいに分けて、同じ症例を検討してはどうかと感じた。

ワークショップ終了後に、精神科に勤務していないが興味があつて参加したという方に声をかけられた。この学会への参加者が精神科領域のみならず、幅広い分野で精神保健を考える人たちが集まっていることを感じ、なんとも言いがたい嬉しい気持ちになった。

ワークショップ『リエゾン精神看護』に参加して

片平 好重 (関東中央病院)

今年のリエゾン精神看護のワークショップでは、心的外傷後ストレス障害 (以下PTSDと略す) がテーマにとりあげられた。PTSDの概念およびその予防と治療、看護について川名氏からの講義の後、野末氏より看護の実状について事例を交えて紹介された。その後グループに分かれ、参加者がそれぞれの体験を共有し合った。PTSDの症例の紹介だけにとどまらず、ケアにあたった者としての感情体験も語られ共有できたグループもあった。そしてPTSDの看護の普及のためにどうしたらよいか、アイデアを出し合い話し合った。グループディスカッションは、私たちに立ち止まって自分を振り返らせてくれた一時であつたように思う。仲間同士の語り合いの重要性を再認識するとともに、ケアを提供する看護職へのケアという意味で、デブリーフィングの必要性を改めて気づかされた。

阪神大震災や地下鉄サリン事件を機に、PTSDがクローズアップされたが、私自身は時間の経過とともに、どこか重みづけが薄らいできてしまっていた感があつた。しかし、今回、PTSD予防のためには心と身体双方をケアしていく必要があること、またPTSD発症は、被害者のもつサポートシステムや被害直後に受けたケア等の与える影響などから、看護による予防活動の効果が大きいことを再確認できたことは有意義であつた。薬物による悲惨な事件が続く昨今、危機管理や災害看護の重要性を痛切に感じている。

今回具体的なトピックスをとりあげて焦点をしばつて討議しあつたことは、リエゾンのワークショップの中では新しい取り組みであつたのではないかと思う。討議は活発に行われ、その熱気と活気に、リエゾン精神看護への関心の広がりとその深まりを感じた2時間であつた。

ワークショップ『当事者活動の現在』に参加して

熊澤 千恵 (愛知県立看護大学)

まず関東地区において活動を主体的に継続されている方々から、それぞれの活動内容についてや精神障害者関係の近年の動きや新聞記事をまじえた当事者として学習された知識等が発表された。この発表の段階から、そのような知識をいかようにして獲得されたのかということや、それぞれが堂々と発表される姿から当事者の方の力というものを感じ、その力の源泉が気になりはじめた。また本学会のワークショップであるからには、看護者の姿が当然出てきて然るべきであろうという甘い期待もあつて、これらの問いを発表者の方に向かってみた。ところが、力の源泉は、先輩当事者の教え「精神病院にいくな。精神科について勉強するな」を固守してきたことや、子ども、そして仏教の教えであつた。これらはそれぞれの方にとって真実のものであることは実感されたが、少々ショッキングでもあつた。看護者との関わり合いについては、子どもにも何かししたら何か知恵をつけて下さっていたかもしれないということと、やはり人間として尊厳をもって対応してほしいということであつた。改めて、現医療実体として当事者の方々の経験、体験をどれほどその中で共有しているのだろうかかと反省させられた。またワークショップが始まる前に少しされていた本大会のメインテーマの講演や、このような本学会活動を見聞きした感想等、率直な意見批判をもう少しききたかつた。

ワークショップ『精神科看護における倫理的ジレンマ』で発表して

榎戸 文子 (聖路加看護大学)

日頃、精神科の現場で働いていると、患者ケアについてさまざまな倫理的ジレンマを抱くことが多い。本ワークショップでは、判断に際し倫理的ジレンマが生ずる状況についての検討を行った。

埼玉県立衛生短期大学・小田心火氏からは、権利擁護者のあり方として、精神科看護者は患者の入院の適用に際してなんらかの決定に関与する立場にあるか、また、看護者のインフォームド・コンセントへの関与のあり方はいかなるものか、などの問題提起がなされた。また患者の処遇をめぐるジレンマの構造についても、マトリックスを用いた説明が行われた。ジレンマを解消するための条件として、権利擁護者として機能できる範囲の明確化、専門職としての技量があること、accountabilityの実践、の3点が挙げられ、特にaccountabilityの実践においては、看護者は自らの患者に対する優位性を自覚し、その責任のもと、患者の考え方や体験に耳を傾けることが重要であるとの指摘がなされ

た。

榎戸は、保護室における患者の行動制限に際し、ジレンマが生じていた場面を挙げ、患者の自律性と善行のバランスをどう取るか、また看護者はいかにして患者の自律性を強める方向に働きかけているのか、ということについて述べた。

また本ワークショップにはLucy Fisher氏も加わってくださり、フロアからの発言も交えて、倫理的ジレンマについてより深く検討することができたと思われる。特に本ワークショップでは、フロアのほとんどが臨床現場で働く看護者の方々であり、倫理的観点を踏まえた看護実践の取り組みについて活発にディスカッションを行うことができたことは、特筆すべきことであろう。倫理的ジレンマを解消していくことはなかなか容易なことではないが、看護者一人ひとりがまず患者の権利についての意識を高め、倫理的な視点を持って実践に取り組むことが重要であることを、本ワークショップを通して、私自身再認識することができた。

ワークショップ『精神看護学の教育展開』に参加して

岡田 佳詠 (杏林大学保健学部看護学科)

精神看護学が専門科目として柱立てされて間もない中、どの教育現場もカリキュラムの構築に頭を悩ませているのが現状ではないだろうか。発表された2校の教員の方々も日々悩まれ、試行錯誤を重ねていられることが拝察された。その中で発表ただけに、各校が独自に構築されたカリキュラムは大変興味を引くものであり、今後カリキュラムを検討していく上での貴重な指標を与えたといえる。また発表者とフロアとの間で、講義だけでなく、実習についても具体的な意見交換が行われたことは、自己の教育方法を振り返る機会となり、大変有意義であった。

今後引き続き、精神看護学のカリキュラムについては試行錯誤を重ねていく必要がある。そのためには今回のようなワークショップを今後も続けていくことが重要ではないかと思われる。次回も是非企画して頂けると幸いである。

【学会事務の委託について】

庶務担当理事

今回、本学会の学会事務を(財)日本学会事務センターに委託する件に関して、先にお知らせをお送り致しましたが、総会に参加されなかった会員の皆様には、突然のことと驚かれたり、疑問に思われた方々も多いかと思えます。実際に会員の方から、「今回の委託に関してはわりきれない気持ちがある。学会ではどんなことがあったのか」というご意見が寄せられました。そこで、このご意見にお応えする形で、改めて事務委託に至った経緯を説明致します。

本学会も創立から9年を経て、会員数も500人近くに達する学会となってきました。理事長も昨年度、稲岡文昭氏から中山洋子氏にバトンタッチされました。その中山氏も、規定では3年で理事の任期が切れ交代しなければなりません。本学会の規約では、「事務局は理事長の所属する機関におく」(第1章第2条)となっておりましたが、そうすると今後、理事長が交代する度に事務局が膨大な荷物と共に引っ越しを余儀なくされ、連絡先などもその都度変更せざるを得なくなります。事務局はなるべく固定した場所に置きたいというのが、今回の事務委託に至った第一の理由です。

また会員数が500人近くなりますと、名簿管理や会費の取り扱い、学会誌やニュースレターの送付や、各方面からの問い合わせへの対応など、事務局が担う作業量が増加し、教育・研究のかたわらに事務局業務を行うことが難しくなってきました。とりわけ会員の異動が激しく、その事務量だけでもかなり負担が大きくなっております。これまで、事務局でアルバイトの方に業務を手伝ってもらっていましたが、その人件費と学会事務センターに委託する費用とが、大差ないことがわかりました。そこで、会員の皆様の経済的負担を大きくすることなく、学会事務を委託できると考えました。これが第二の理由です。

しかし、その結果、会員の皆様に対するサービス等が、機械的もしくは官僚的なやり方に陥ることが危惧されるという意見もあり、そうはならないよう、理事一同としても十分に配慮していく所存です。本学会の手作りのよさを失わないためには、会員の皆様ひとりひとりのご意見が貴重だと考えております。今後とも、学会運営に関しては、是非とも会員の皆様からの忌憚ないご意見をお願い致します。

尚、今回の移転に伴い、これまで学会費の振り込み等に利用していた学会の郵便振替口座は、今後使用することがなくなりましたので、9月末日にて口座を閉じることに致しましたので、併せてご了承下さい。(1998年9月)

第9回日本精神保健看護学会総会・学術集会のお知らせ

第9回日本精神保健看護学会総会・学術集会は、下記のように開催される予定です。期日・場所の正式な決定は、12月発行の次号ニュースレター（第24号）でお知らせ致します。

とき（予定）：平成11年6月5日（土）・6日（日）

ところ（予定）：聖路加看護大学

《一般演題募集について》

本学会では、発表の場での会員相互の意見・情報の交換、交流を重視し、参加型の学会として十分なディスカッションの時間を設けております。萌芽的研究、実践報告など、研究として発展段階にある演題も大いに歓迎しております。

会員の皆様の日頃の研究・実践の成果を発表する場として、どうぞふるってお申し込みください。

1. 発表ご希望の方は、次号（第24号）ニュースレターに同封のハガキにて、演題名をお申し込みください。（平成11年2月15日必着）

2. 演題名を登録された方には、のちほど抄録用原稿用紙をお送り致します。抄録の〆切は平成11年3月15日（必着）です。

編集委員会からのお知らせ

日本精神保健看護学会誌第8号への投稿〆切は、平成10年10月15日（消印有効）です。

たくさんのご投稿をお待ちしております。

投稿先：〒162-8666 東京都新宿区河田町8-1 東京女子医科大学看護学部内

日本精神保健看護学会編集委員会

*書留郵送でお願い致します。

《投稿規定の見直しについて》

総会でもお知らせ致しましたが、学会誌第8号（平成11年5月発行予定）より投稿規定の一部が改訂されます。新しい投稿規定は、正式には学会誌第9号（平成12年5月発行予定）への投稿より適用されますが、学会誌第8号への投稿の際にも、ご考慮頂きたくお知らせ致します。

投稿規定の改訂

①投稿規定3として、「研究対象への倫理的配慮」の項を付け加える。

3. 研究対象への倫理的配慮

個人を対象とする研究に関しては、対象者の人権に配慮するとともに、研究の実施にあたって講じられた倫理的配慮について明記する。

*これまでの投稿規定3以降は、順次番号繰り下げとなります。

②〔投稿規定7の執筆要領5)の改訂〕：会員番号、所属機関の英文名の記載

原稿の表紙には、著者全員の会員番号と、所属機関の英文名も記載するよう投稿規定が変更されます。

《ニュースレターへの投稿募集について》

日本精神保健看護学会ニュースレターでは、会員の皆様からの投稿記事を歓迎致します。研究会の案内、海外見聞記、日頃の実践・教育の報告など、ふるってご投稿ください。記事は、おおよそ400字程度にまとめ、原稿にワープロ機種名・ソフト名を記載したフロッピー・ディスクを添えて、上記日本精神保健看護学会・編集委員会宛郵送してください。ニュースレターの各発行月（9月、12月、4月）の一月前までにお送り下さい。（なお、紙面の関係上、掲載できない場合もありますので、その旨あらかじめご了承ください。）

学会へのお問い合わせについて**
事務局移管に伴い、今後、入会手続き・学会誌のバックナンバーのお求め等、学会に関するお問い合わせは、下記宛てお願い致します。

日本精神保健看護学会事務所：〒113-8622 文京区本駒込5-16-9

財団法人 日本学会事務センター

TEL 03-5814-5810

FAX 03-5814-5825

（編集委員：田中美恵子、岩瀬信夫、中山洋子、若狭紅子、菅原とよ子、川添由紀、青本さとみ）